

しつかりマスター

労働基準法

— 有給休暇編 —

有給休暇は
従業員にも会社にも
メリットいっぱい!



上司が率先して有給休暇を取得することにより、サブリーダーを育成する効果を生みます。また、一時的にでも担当者が変わることは、普段担当していない業務を経験させるということだけでなく、業務内容を他の従業員がチェックするという意味も持ります。積極的に休暇（特に1週間以上連續した長期休暇）を取得させることは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現させるための一つの方法でもあります。



東京労働局